

社会福祉法人橿原市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

制定 平成28年12月22日議第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人橿原市社会福祉協議会定款第25条の規定により、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、これを支給しない。ただし、特定の資格を有することにより監事に選任され、その職務を遂行する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により報酬を支給する場合は、年額により支給するものとし、その額は50,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員（常務理事を除く。）がその職務のため旅行したときは、社会福祉法人橿原市社会福祉協議会旅費規程第2条第3項の規定により、旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 役員がその職務を行うため理事会その他この法人の会議に出席した場合であっても、その費用は支弁しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 第2条第2項に規定する報酬は、毎年3月において会長が定める日にその年度分を支給する。

2 報酬は、新たに第2条第1項ただし書に規定する監事として選任された者に対してはその就任の日から、任期の満了、辞任、解任又は死亡（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れた者に対してはその任期満了等の日までこれを支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、年度の初日から支給するとき以外のとき、又は年度の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間の現日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 報酬及び費用弁償は、本人から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第5条 会長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号の規定により、役員に対する報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成28年12月22日議第8号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（社会福祉法人橿原市社会福祉協議会役員報酬に関する規程及び社会福祉法人橿原市社会福祉協議会会長報酬に関する規程の廃止）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

（1）社会福祉法人橿原市社会福祉協議会役員報酬に関する規程

（2）社会福祉法人橿原市社会福祉協議会会長報酬に関する規程